

アリモドキゾウムシの緊急防除について

2022年10月、静岡県浜松市の農産物直売所で販売されていたサツマイモからアリモドキゾウムシ（*Cylas formicarius*）（図1）が発見され、このサツマイモが栽培されたほ場の周辺でフェロモントラップによる調査（トラップ調査）を実施したところ、複数の地点でアリモドキゾウムシの誘殺が確認された。

この調査結果を受け2022年12月21日に開催した対策検討会議での検討結果を踏まえ、2023年3月19日から植物防疫法第17条に基づく緊急防除が開始された。本記事では、発見時の初動防除及びその後の緊急防除について解説する。



図1 アリモドキゾウムシ（雄成虫）

■初動対応

1. 発生範囲の調査

本虫の発生範囲を特定するため、誘殺が確認された地点から半径2km円内を対象区域として調査を行い、新たに誘殺があればその地点から半径2kmの円内を新たに対象区域として設定して、トラップ調査（図2）や寄主植物への寄生の調査（寄主植物調査）を実施した。



図2 現粘着式簡易型によるトラップ調査の風景
（杭に誘引剤を付けた粘着シートを配置）

2. まん延防止対策

本虫のまん延防止のため、上記1の調査区域においてサツマイモ残さなどの寄主植物は、所有者から了解が得られたものから除去及び焼却処分を実施した（図3）。なお、所有者が判らない寄主植物については、早急に除去などの防除を実施する必要があることから、植物防疫法第18条第2項に基づき、緊急措置命令を行うこととし、事前に除去を行うことを公表したのち、焼却処分を実施した。



図3 寄主植物残さ除去状況

また、調査区域内で既に収穫されたサツマイモはアリモドキゾウムシが寄生している可能性があるため焼却処分の他、干芋等へ加工することによる熱消毒を実施した。

■緊急防除

緊急防除の概要は以下のとおりである。

1. 発生区域

静岡県浜松市西区篠原町、坪井町、舞阪町長十新田、舞阪町浜田、舞阪町舞阪、馬郡町、雄踏1丁目、雄踏2丁目及び雄踏町宇布見、南区小沢渡町の一部（詳しくは以下のURLを参照）

https://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/keneki/k_kokunai/arimodoki.html/arimodoki.html

2. 防除の期間

2023年3月19日～2024年3月31日

3. 防除の内容

(1) 作付け禁止

発生区域内における、寄主植物の作付けの禁止

(2) 移動禁止

発生区域内に存在する寄主植物の生茎葉及び生塊根等の地下部並びにその容器包装（以下「移動禁止植物等」という。）の発生区域外への移動の禁止

(3) 消毒又は廃棄措置

発生区域内に存在する移動禁止植物等のうちアリモドキゾウムシが付着又は付着しているおそれがあるものとして植物防疫官が指定するものの消毒又は廃棄

■今後の対応について

アリモドキゾウムシの最終誘殺確認日から本虫の2世代に相当する期間のあいだ、本虫が確認されず、その他の情報から発生が終息したと考えられる場合は、緊急防除の解除について検討を行っていく。

■おわりに

緊急防除を円滑に実施するためには、現地の生産者の皆様や関係機関の協力が欠かせない。関係者の皆様においては、引き続きのご理解とご協力をお願いしたい。